

福岡県女性医師就労環境改善事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 県は、出産等により休職又は離職した女性医師の復職支援の取組に資するため、仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境の整備を行う県内の医療機関に対し、予算の範囲内において、福岡県女性医師就労環境改善事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「短時間勤務制度」とは、中学校就学前までの子をもつ女性医師や家族の介護を行っている女性医師が利用できる育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第1項の規定に基づく所定労働時間の短縮措置であって、1日の所定労働時間を6時間とする制度を含む以下の(1)から(3)のいずれかの短時間勤務制度を労働協約又は就業規則（以下「就業規則等」という。）に定めているものをいう。

- (1) 1日の所定労働時間が7時間以上の者について、1日の所定労働時間を1時間以上短縮するもの。
- (2) 1週当たりの所定労働時間が35時間以上の者について、1週当たりの所定労働時間を1割以上短縮するもの。
- (3) 1週当たりの所定労働日数が5日以上の方について、1週当たりの所定労働日数を1日以上短縮するもの。

2 この要綱において「当直免除制度」とは、中学校就学前までの子をもつ女性医師や家族の介護を行っている女性医師が当直やオンコールを免除されるよう育児・介護休業法第16条の8の規定に基づく所定外労働の制限を就業規則等に定めているものをいう。

(補助事業)

第3条 補助対象となる女性医師就労環境改善事業（以下「補助事業」という。）は、女性医師の負担を軽減し、仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境を整備することにより、女性医師の復職に資する取り組みで次に掲げる措置を行うものとする。

- ア 短時間勤務制度の活用
- イ 当直免除制度の活用

2 補助金の交付の対象となる事業の実施期間は、補助金の交付決定の時期に関わらず、交付決定のあった日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。

(補助対象事業者)

第4条 この補助金の交付対象となる事業者は、女性医師の就労環境改善を図るため、第3条に掲げる事業を実施した県内の医療機関とする。

2 前項の規定にかかわらず、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっている事業者
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員となっている事業者
- (4) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者
 - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している事業者
 - イ 暴力団員が実質的に運営している事業者
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している事業者
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している事業者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している事業者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している事業者

（補助対象経費）

第5条 この補助金の交付の対象となる経費は、別表に定める経費とする。

（交付額の算定方法）

第6条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

- (1) 別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表第3欄の補助率を乗じた額を交付額とする。

（補助金の交付の申請）

第7条 この補助金の交付申請は、別に定める日までに、福岡県女性医師就労環境改善事業費補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出して行うものとする。

（補助金の交付の変更申請）

第8条 前条の規定は、補助金交付の決定後の事情の変更により、申請の内容を変更するため変更交付申請等を行う場合に準用する。

（補助金交付の条件）

第9条 規則第6条の規定により付する条件は、次に掲げる条件とする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業の内容の変更をする場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出について証拠書類を整理し、補助事業の完了後（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日の属する年度の終了後）5年間

保管しておくこと。

(6) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けないこと。

(7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、様式第2号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

（概算払の請求）

第10条 この補助金の概算払を受けようとする場合は、福岡県女性医師就労環境改善事業費補助金概算払請求書（様式第3号）を速やかに知事に提出しなければならない。

2 前項に規定による概算払請求書が提出された場合において、知事は、その内容を審査し、適当と認めるときは、この補助金の全部又は一部について概算払するものとする。

（実績報告）

第11条 規則第13条の規定による報告は、福岡県女性医師就労環境改善事業費補助金実績報告書（様式第4号）及び関係書類を補助事業の完了日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の翌日から起算して30日以内又は補助事業の完了日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、知事に提出することにより行われなければならない。

（検査）

第12条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対し、報告若しくは関係書類の提出を求め、又はその職員に補助事業者の事務所、施設等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることがある。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、本要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別途定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月20日から施行し、平成26年度から令和5年度までの補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成29年9月8日から施行し、改正後の福岡県女性医師就労支援事業費補助金交付要綱の規定は、平成29年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月10日から施行し、改正後の福岡県女性医師就労環境改善事業費補助金交付要綱の規定は、平成30年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月28日から施行し、改正後の福岡県女性医師就労環境改善事業費補助金交付要綱の規定は、令和元年度の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行し、改正後の福岡県女性医師就労環境改善事業費補助金交付要綱の規定は、令和2年度の補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行に伴い改正される前の各様式については、令和3年3月31日までの間、改正後の各様式とみなすことができるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、改正後の福岡県女性医師就労環境改善事業費補助金交付要綱の規定は、令和3年度の補助金から適用する。

別 表

	1 基準額	2 対象経費	3 補助率
女性医師 就労環境 改善事業	1 医療機関あたり 11,140千円	短時間勤務制度等を利用する女性医師の代替として勤務する医師に係る人件費 ^{注)} (給与、手当、賃金、謝金、法定福利費)、需用費及び備品購入費 注) 人件費は、女性医師の短時間勤務制度等の利用に伴い、女性医師の代替として勤務した部分について費用負担が発生したものに限る。	2分の1